

## 18歳になる方へ

# 障がい福祉サービスのご案内

障がいのある方やそのご家族に向けて、18歳以上の方が利用できる  
障がい福祉サービス等の一部をご紹介します。

制度の内容や申請の手続きなど、詳しいことはお住まいの区の保健福祉  
センターまでご相談ください。

★のサービスは18歳未満の児童もご利用いただけます。



大阪市ホームページに  
リンクします



### 通うところ(創作活動など)

#### 生活介護

常時介護を必要とする方について、入浴、排泄、食事の介護や、創作的活動または生産活動の機会の提供等の支援を受けることができます。

#### 自立訓練(機能訓練)

地域生活を営む上で必要な身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定期間、理学療法、作業療法のリハビリテーション等を受けることができます。

#### 自立訓練(生活訓練)

地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上等のため、一定期間、入浴、排せつ及び食事等に関する訓練等を受けることができます。

#### 地域活動支援センター事業(★生活支援型、★活動支援A型、活動支援B型)

障がいのある方が通い、創作的活動または生産活動の機会の提供等、自立した日常生活や社会生活を営むための支援を受けることができます。

地域活動支援センターには生活支援型、活動支援A型、活動支援B型があります。  
各センターの連絡先等、詳しくは大阪市ホームページをご参照ください。



生活支援型



活動支援A型  
活動支援B型

### 学校に通う



#### 大学修学支援

大学(大学院及び短期大学を含む)、高等専門学校、専修学校及び各種学校の修学における外出の支援を要する方について、大学等が修学にかかる支援体制を構築できるまでの間ににおいて、移動支援サービスの提供を受けることができます。(重度訪問介護を利用している、または重度訪問介護の利用の対象となる方がご利用いただけます。)

## 働く



#### 就労選択支援

障がいのある方が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、短期間の生産活動やその他の活動の機会の提供を通じて、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択に向けた支援を受けることができます。

#### 就労移行支援

一般企業等での就労を希望する方等が、就労に必要な知識や能力の向上のために、一定期間、事業所内や企業での作業や実習等の必要な訓練等を受けることができます。

#### 就労継続支援A型

一般企業等での就労が困難な方等について、雇用契約に基づく働く場の提供を通じて、一般就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を受けることができます。

#### 就労継続支援B型

一般企業等での就労が困難な方等であって、雇用契約に基づく就労が困難な方にについて、就労や生産活動の機会の提供を通じて、一般就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練を受けることができます。

#### 就労定着支援

就労移行支援等の障がい福祉サービスを利用して一般就労へ移行した方について、就労継続を図るために必要な連絡調整や助言等の必要な支援を受けることができます。

#### 重度障がい者等就業支援事業

働く意思と能力がありながら働くことのできない方について、雇用施策と福祉施策の連携により、重度障がい者等の日常生活に係る支援を就業中にも受けることができます。(民間企業に雇用されている、又は、自営業者等であって、重度訪問介護、同行援護、行動援護を利用している方がご利用いただけます。)



## ご家族等への支援

#### ★短期入所(ショートステイ)

障がいのある方を自宅で介護している方が、疾病その他の理由により一時的に介護できない場合に、原則として月7日以内、指定短期入所事業所で短期間の入所サービスを利用できます。

#### ★日中一時支援事業

障がいのある方の家族への就労支援および障がいのある方を日常的に介護している家族の一時的な休息を図るため、障がいのある方の日中における活動の場の提供を受けることができます。

## 地域で暮らす



### 共同生活援助(グループホーム)

地域で共同生活をする障がいのある方について、必要な家事等の日常生活上の支援や、食事・入浴・排泄等の介護、相談支援等の援助を受けることができます。ご家族と同居されている方がグループホームへの入居を希望される場合等には、体験利用を行うことが可能です。

### 一人暮らし体験支援事業

障がいのある方が親元などからの自立を希望する場合に、宿泊を伴う一人暮らしの体験をすることができます。障がい者基幹相談支援センターが一緒に体験の計画を作り、体験中は必要な介助や付添いによる見守り等の支援を受けることができます。

(問い合わせ先:各区障がい者基幹相談支援センター)

## 家にいるとき



### ★居宅介護(ホームヘルプ)

身体介護、家事援助、通院等介助、通院等乗降介助

ご自宅での入浴・排泄・食事等の介護や、調理・洗濯・掃除等の家事援助、通院の介助、生活等に関する相談や助言等の支援を受けることができます。

### 重度訪問介護(外出を含む)

重度の肢体不自由者または重度の知的・精神障がいにより行動上著しい困難を有する方で常時介護が必要な方を対象とした、ご自宅での入浴・排泄・食事の介護等および外出時の介護等を総合的に利用できます。

## 相談する



### 計画相談支援

本人の希望や心身の状況、環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案の作成等の支援を受けることができます。また、一定期間ごとにモニタリングを受けることで、サービス等利用計画が適切であるかを検証し、必要に応じて、サービス等利用計画の見直しや変更等の支援を受けることができます。

### 地域定着支援

居宅において単身で生活する方等について、常時の連絡体制を確保することで、緊急の事態が起きた際などに相談その他の必要な支援を受けることができます。

## 出かける



### ★同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方について、外出時の同行や、移動に必要な情報の提供等の支援を受けることができます。

### ★行動援護

知的・精神障がいにより、行動上著しい困難があり、常時介護を必要とする方について、居宅内や外出時の介護など、行動する際に生じる危険を回避するための介護を受けることができます。

### ★移動支援

外出の支援が必要と認められる方(重度訪問介護、同行援護、重度障がい者等包括支援の受給者は除く)について、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際に、移動に関する支援を受けることができます。

ひとりで決めることがしんどいなへ／  
その人らしい暮らしをいっしょにつくる  
**成年後見制度**  
せいなんこうけんせいど

成年後見制度は、知的障がいや精神障がいなどによってひとりで決めることに不安や心配のある人がいろいろな契約や手続きをするときに お手伝いする制度です。  
例えば「お金の管理がうまくできない」「福祉サービスの手続きや契約がむずかしくてわからない」などといったときには、「成年後見人」などが あなたの気持ちを確かめながらお金の使い方やいろいろな契約・手続きを助けてくれます。  
制度に関することは、各区障がい者基幹相談支援センターへご相談ください。

各区障がい者基幹相談支援センターのほか、大阪市成年後見支援センターでも相談することができます。詳しくは[大阪市ホームページ](#)をご参照ください。

お金の管理がうまくできない  
契約や手続きがむずかしい

## ● お問い合わせ先 各区保健福祉センター ●

区	電話番号	区	電話番号	区	電話番号	区	電話番号
北	6313-9857	港	6576-9857	東淀川	4809-9845	阿倍野	6622-9857
都島	6882-9857	大正	4394-9857	東成	6977-9857	住之江	6682-9857
福島	6464-9857	天王寺	6774-9857	生野	6715-9857	住吉	6694-9857
此花	6466-9857	浪速	6647-9897	旭	6957-9857	東住吉	4399-9857
中央	6267-9857	西淀川	6478-9954	城東	6930-9857	平野	4302-9857
西	6532-9857	淀川	6308-9857	鶴見	6915-9857	西成	6659-9857